

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 3月度)

- 1 日 時 令和5年3月2日(木)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時55分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 13名
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男
11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭
14番 岩上 茂
- 4 欠席委員 2名
1番 山下 裕 15番 松原 邦夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
報告第2号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の面積)について
報告第3号 農地法第3条第1項の許可の要件について
- 7 職務のため出席した事務局等職員 4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代
市長部局から
農林畜産課 主事 前田 智之

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和4年度3月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) 今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について
であります。

また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
報告第2号 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）について
報告第3号 農地法第3条第1項の許可の要件について
であります。

□議長 (会長) 本日は、山下裕委員、松原委員から欠席の報告を、田中利男委員から少し遅れるとの報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、小澤委員、扇谷委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——m²を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。それがいわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。

今回の申請件数は3件です。

まず1件目は、氷見市**番他、計筆で、
申請面積はm²、登記地目は田です。

譲渡人 高岡市**番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望で、贈与による所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、m²で、今回の申請地は小作権が付いており経営面積に含まれていますので、合計面積に変更はありません。この合計面積が、5,000 m²以上にならないと許可ができません。これがいわゆる「5反要件」と言われるものです。この許可申請については、5反以上となりますので、要件を満たしています。

譲受人はこれまで申請地を貸借権設定し、耕作してきました。譲渡人は、市外に居住し、今後自分で耕作される予定がなく、所有権移転を希望されていました。これまで貸借権設定し、耕作してもらってきた譲受人に引き取ってもらえないかと打診したところ、話がまとまり、贈与による所有権移転となったものです。

なお、番は、総合かんばいの管水路を埋設する際に分筆登記されたもので、番は地上権設定がされています。設定者である富山県の同意が得られています。

2件目は、氷見市**番他、計筆で、
申請面積はm²、登記地目は田です。

譲渡人 新潟市**番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

3件目は、氷見市**番他、計筆で、
申請面積はm²、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望で、所有権の移転を行うものです。

この2件の譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると、合計——㎡となります。本件も、5反以上となりますので、要件を満たしています。

譲渡人の両氏は今回の農地の売却を希望していました。以前から知り合いだった譲受人に話を持ち掛けたところ、農業経営の安定化を図るため、話がまとまったものです。

なお、譲受人は個人経営から令和*年*月に法人を設立しています。法人としては今後も農地取得するつもりはないため、個人として取得することになりました。

以上ですが、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） **さんは経営面積こんな少なかったですか。

（事務局） 法人へ移転したためです。

□議長（会長） 他にございませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件7件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、番号6が第4条申請、残りの6件が第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

使用借人は氷見市**——番地（氏名**）、

使用貸人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記が田、現況が宅地、現地は更地になっている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらにも違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号3、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
氷見市**——番地（氏名**）、
氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、——番、——番、——番、——番、——番、
申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は畑として利用されて
いる状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第3種農地です。

番号4、地区は——です。
譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、
譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、
氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は登記、
現況ともに田、現地は耕作されていない状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第2種農地です。

番号5、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は東京都**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況
が雑種地、現地は耕作されていない状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第2種農地です。

番号6、地区は——です。
申請人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、——番、——番、申請書において地目
は登記が田、現況が——番が宅地、他——筆は田、現地は宅地となっ
ている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第1種農地です。
なお、こちらも違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を
受けております。

番号7、地区は——です。
譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、
譲渡人は東京都**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。
申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第3種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件7件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件7件につきまして、番号7番は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る6件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号6番以外の6件には隣接農地耕作者からの承諾が得られております。

また、7件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されており、番号3番には「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件7件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

(**委員) 違反転用はどういう形でわかって言ってこられるんですか。

(事務局) 相続登記をしてみたら田だった。今回の場合は、もともとの農機具置き場を取り壊して息子さんの家を新築する時に調べたら田だった。このように人の異動とか建物が変わる時に調べたら実は田だったと気づくことが多いです。

(**委員) こういう機会に申請を出されて、切り替えていくということはいいことじゃないですか。

□議長(会長) 他にございませんか。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長(会長) 次に、第4号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) それでは第4号議題についてご説明いたします。

この「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というのは、農業委員会が目指す5年後の遊休農地の解消面積、農地集積率、新規参入者数の目標を設定し、そのために行う行動を示したものです。この指針があって、毎年の目標設定を行い、皆さん方には目標達成のために最適化活動を行っていただき、活動記録簿を提出していただいているというわけです。

令和4年度を初年度とし、5か年を期間とした指針に、昨年6月総会で変更させていただきました。これに基づいて、毎年、年度当初に1年間の目標設定を行うこととなります。

以上が指針の説明です。

次に今回の修正点についてです。

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させたものになりますが、人・農地プランに代わる地域計画の作成に伴う所要の修正です。

なお、今回は、参考例を基づいた文面の修正のみで、目標設定の数字のところの変更はございません。

説明は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 地域計画の作成に参画するというけど、地域の話し合いとか一体どういうスケジュール感で考えているんですか。7月には改選がある中でどう考えているか説明してください。

（事務局） 1月総会で市からは地域の話し合いは7月頃からと説明していました。推進委員等に参加してもらうには、7月の改選に配慮したスケジュールを立てるよう担当者にはお願いしてきています。4月総会は推進委員も揃う機会なので、そこで再度スケジュールの説明をしてもらうよう市のほうにお願いしてみます。

□議長（会長） 他にございませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に報告事項に移ります。

報告第1号『農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について』事務局の説明を求めます。

（事務局） 今回2件申請がありました。どちらも氷見市を通じて申請があったもので、経緯としてはともに平成27年に災害により崩壊したため、令和2年度から県営治山事業を使って復旧工事を行っていたところです。

昨年工事が終了して、現地は治山施設として現在、土留工、法面工を行っているとあります。工事完成後の治山施設を適切な維持管理を行っていくためには、この場所を保安林とすることが必要であることから、農地から保安林への地目変更登記するため申請があったものです。

農地転用の現地調査と同日、*月*日に、**委員と各地区の推進委員2名とで現地を見ていただいて、非農地と判断いたしました。

所有者の方にはすでに非農地通知を発出しているものでございます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようですので、説明を了承いたします。

□議長（会長） 次に、報告第2号『農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）について』と報告第3号『農地法第3条第1項の許可の要件について』は関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

（事務局） まず報告第2号について申し上げます。

皆さんすでにご承知のとおり、3条申請の許可基準になっていた面積要件が4月1日から適用されなくなります。

氷見市の場合、5反要件とは別に、旧藪田村で3反とする別段面積を設定していますが、平成21年告示第1号の公示の効力は自動的に失われます。

しかしながら、施行前までにこの公示の廃止手続きを取るよう国から通知がございましたので、3月31日をもって廃止するものです。

続いて報告第3号です。

3条申請の許可基準において、面積要件が廃止された後、どのようになるのかをお示ししたものです。

3月15日までに受付した3条申請については、4月総会でこの要件により審査することになりますので、前もってご説明するものです。

面積要件がなくなって、地域調和要件のところに、新たに地域計画への影響が追加となります。地域計画では農業を担う者ごとに利用する農

地等を定め、地図に示しますので、その計画実現に支障が生ずる場合は許可できないこととなります。

(別紙で、地域計画への影響の事例説明)

なお、国からQ&Aが配布されると聞いていますが、まだ届いていません。届き次第、共有させていただきます。

説明は以上です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があれば、お願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようですので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会3月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月2日

議 長

署名委員

署名委員
